

榎川正木ウィンドファーム合同会社※「榎川正木ウィンドファーム 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和4年6月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、榎川正木ウィンドファーム合同会社「榎川正木ウィンドファーム 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、榎川正木ウィンドファーム合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた榎川正木ウィンドファーム合同会社は、同条第2項の規定に基づき、愛媛県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

※令和3年10月1日付けをもって、株式会社GF（旧 株式会社ガイアパワー）から事業承継

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月26日
住民意見の概要等受理	平成25年 6月 8日
愛媛県知事意見受理	平成25年 8月20日
経済産業大臣勧告発出	平成25年 9月 4日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成28年 7月22日
住民意見の概要等受理	平成28年 9月20日
愛媛県知事意見受理	平成28年11月18日
環境大臣意見受理	平成28年11月21日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月27日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 4年 6月20日
環境影響評価書確定通知	令和 4年 6月28日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号）の施行に伴う経過措置の適用を受け、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧告以降の手続きを実施している。

問い合わせ先：電力安全課 沼田、野田

電話03-3501-1742（直通）